

報告第10号 専決処分の報告について（小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

《改正の趣旨》

平成31年度税制改正に基づく改正を行うもの。

(主要なもの)

・市民税関係

- ① 個人の市民税における寄附金税額控除について、総務大臣が指定した地方公共団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とすることに伴う改正を行うもの。（ふるさと納税）
- ② 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、住宅の特別特定取得（消費税率10%で取得）をして平成31年10月から平成32年12月までの間に居住の用に供した場合の控除期間を3年延長し、控除の適用期間を平成45年度までとする改正を行うもの。
- ③ 個人の市民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加え、単身児童扶養者に該当する旨を、扶養親族申告書への記載事項として追加する改正を行うもの。（平成33年度分以後の個人市民税から適用）
- ④ 法人の市民税において、大法人に対する電子申告義務化に伴う申告書の提出方法について、システム障害や災害等の理由により電子申告が困難な場合に書面により提出できること等について規定するもの。

・固定資産税関係

- ① 新築住宅等に対する固定資産税において、高規格堤防整備による建替家屋に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その適用を受けようとする者がすべき申告について規定するもの。

・軽自動車税関係

- ① グリーン化特例（軽課）に関し、現行の特例措置を2年間延長した上で、対象を電気自動車等に限定して平成33年度、平成34年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用（取得の翌年度のみ）する改正を行うもの。
- ② 消費税率引き上げに伴う臨時の措置として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した軽自動車（自家用乗用車）について、環境性能割の税率を1%軽減することを規定するもの。

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正後（案）	備考
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち県内に事務所若しくは事業所を有する法人若しくは団体若しくは公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により徳島県知事若しくは徳島県教育委員会の許可を受けた公益信託に対するものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち県内に事務所若しくは事業所を有する法人若しくは団体若しくは公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により徳島県知事若しくは徳島県教育委員会の許可を受けた公益信託に対するものを支出した場合には_____、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に<u>同條第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると</p>	改正 改正 改正

ころにより計算した金額とする。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとす

ころにより計算した金額とする。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

改正

改正

削る

	<p><u>る年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6</u> <u>第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者</u> <u>から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与</u> <u>所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき</u> <u>租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用</u>がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	
2	<p><u>前項の規定の適用が</u>ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	改正

(個人の市民税の <u>寄附金控除額</u> に係る申告の特例等)	(個人の市民税の <u>寄附金税額控除</u> に係る申告の特例等)	改正
第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法 <u>第314条の7第1項第1号</u> に掲げる <u>寄附金</u> （以下この項及び次条において「 <u>地方団体に対する寄附金</u> 」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、 <u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u> _____に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「 <u>申告特例通知書</u> 」という。）を送付することを求めることができる。	第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法 <u>第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u> （以下この項及び次条において「 <u>特例控除対象寄附金</u> 」といいう。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、 <u>特例控除対象寄附金</u> _____を受領する <u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u> （次項及び第3項において「 <u>都道府県知事等</u> 」といいう。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「 <u>申告特例通知書</u> 」といいう。）を送付することを求めることができる。	改正
2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「 <u>申告特例の求め</u> 」といいう。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「 <u>申告特例対象年</u> 」といいう。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った <u>地方団体の長</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なけ	2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「 <u>申告特例の求め</u> 」といいう。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「 <u>申告特例対象年</u> 」といいう。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った <u>都道府県知事等</u> に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければ	改正

	ればならない。	
3	申告特例の求めを受けた <u>地方団体の長</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	3 申告特例の求めを受けた <u>都道府県知事等</u> は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 改正
4	(略)	4 (略)
	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に <u>地方団体に対する寄附金</u> を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に <u>特例控除対象寄附金</u> を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には_____、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 改正
	第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2~3	(略)	2~3 (略)
4	法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	4 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 改正
5	法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 改正

6 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	改正
7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	改正
8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	改正
9 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	改正
10 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	改正
11 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	改正
12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	改正
13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	改正
14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	改正
15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	改正
16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	改正

17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	改正
18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	改正
19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	改正
20 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	20 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	改正
21 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	改正
22 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	改正
23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	改正
24 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	24 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)	
2~5 (略)	2~5 (略)	
	6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに	追加

	<p><u>次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納稅義務者の住所, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては, 住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在, 家屋番号, 種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>	
6	法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	改正
	(1)~(6) (略)	
7	(略)	改正
	(1)~(3) (略)	
	(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所, 氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	改正
	(5) (略)	
	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等, 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改	改正
	<p><u>次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納稅義務者の住所, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては, 住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在, 家屋番号, 種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p>	
7	法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	改正
	(1)~(6) (略)	
8	(略)	改正
	(1)~(3) (略)	
	(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所, 氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	改正
	(5) (略)	
	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等, 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改	改正

	修費	
(7) (略)	(7) (略)	
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)	改正
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	
(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等	(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	改正
(6) (略)	(6) (略)	
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)	改正
<u>10</u> (略)	<u>11</u> (略)	改正
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	
(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等	(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	改正
(6) (略)	(6) (略)	
<u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しな	<u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しな	改正

ければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下の條において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
------	--------	--------

ければならない。

(1)～(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて

「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

改正

改正

改正

削る

	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車
(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この
条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の
適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3
月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29
年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車
(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規
定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成2
9年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成
29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定

削る

削る

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

改正

改正

追加

改正

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

追加

改正

追加

改正

改正

掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2~4 (略)

掲げる字句とする。

第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2~4 (略)

追加

改正

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正後（案）	備考
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについて、施行規則で定める記載によることができる。</u></p>	追加
<p><u>6~8 (略)</u></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の_____給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>7~9 (略)</u></p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p>	改正 改正 改正
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	

	(3) (略)	
2~5	(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法 <u>第203条の5第1項</u> の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者_____	

	_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき <u>同項の</u> _____公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に <u>同項に規定する公的年金等の</u> 支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	
	(1)・(2) (略)	
	(3) (略)	
	(3) (略) (4) (略)	
	(3) 当該給与所得者が <u>単身児童扶養者</u> に該当する場合には、その旨	追加
	(4) (略)	改正
2~5	(略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法 <u>第203条の6第1項</u> の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において <u>同項に規定する公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>単身児童扶養者</u>である者</u> (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき <u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u> (以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に <u>公的年金等</u> の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	改正 追加
	(1)・(2) (略)	
	(3) 当該公的年金等受給者が <u>単身児童扶養者</u> に該当する場合には、その旨	追加
	(4) (略)	改正

	2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法 <u>第203条の5第2項</u> に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	
3 (略)		
4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法 <u>第203条の5第5項</u> に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	改正	
5 (略)		
(市民税に係る不申告に関する過料)		
第36条の4 市民税の納稅義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは <u>第9項</u> の規定によって	改正	
2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法 <u>第203条の6第2項</u> に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	改正	
3 (略)		
4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法 <u>第203条の6第6項</u> に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	改正	
5 (略)		
(市民税に係る不申告に関する過料)		
第36条の4 市民税の納稅義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第9項若しくは <u>第10項</u> の規定により	改正	

申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附 則

第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には_____, その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

附 則

第15条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）

改正

追加

改正

追加

		<u>に基づき当該判断をするものとする。</u>	
3	<u>県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u>	追加	
4	<u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u>	追加	
	<u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u>		
第15条の6	<u>（略）</u>	第15条の6	<u>（略）</u>
2	<u>（略）</u>	2	<u>（略）</u>

	3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u>	追加			
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)				
第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	改正			
(略)	(略)	追加			
	2 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	追加			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第2号ア(イ)</td> <td style="padding: 2px;">3,900円</td> <td style="padding: 2px;">1,000円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円			

第2号ア(ウ)乗用のもの	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
第2号ア(ウ)貨物用のもの	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ア(ウ)乗用のもの	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
第2号ア(ウ)貨物用のもの	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車

追加

追加

第16条の2 削除

が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第2号ア(ウ)乗用のもの</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
<u>第2号ア(ウ)貨物用のもの</u>	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

改正

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実

が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正後（案）	備考
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	改正 改正 改正

(略)

2~4 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(略)

2~4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

追加

改正

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成28年小松島市条例第33号）新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正後（案）	備考
<p>第1条の2　（略） （中略） 附則第15条の次に次の5条を加える。 （中略） 第15条の6　（略） 2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については_____，同号中「100分の3」とあるのは，「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「最初の法第444条第3項に規定する _____ _____ _____」に改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同項の表を次のように改める （後略）</p>	<p>第1条の2　（略） （中略） 附則第15条の次に次の5条を加える。 （中略） 第15条の6　（略） 2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については，<u>当分の間</u>，同号中「100分の3」とあるのは，「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第1項中「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項</u>」を「法附則第30条」に，「<u>平成31年度分</u>」を「<u>当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>」に改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同項の表を次のように改める。 （後略）</p>	追加 改正

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年小松島市条例第17号)新旧対照表(第5条による改正)

現行	改正後(案)	備考
<p>第1条 (略) (中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項 において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項 中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9 項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」 を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4 項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1 号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地 に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を 「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」 に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第 1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第48条に次の<u>3項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人 は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされて いる法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわら ず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申 告書に記載すべきものとされている事項(次項_____にお</p>	<p>第1条 (略) (中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項, 第11項及 び第13項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項 中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9 項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」 を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4 項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1 号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地 に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を 「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」 に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第 1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第48条に次の<u>8項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人 は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされて いる法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわら ず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申 告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項にお</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p>

いて「申告書記載事項」という。)を, 法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し, かつ, 地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより, 行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は, _____法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

いて「申告書記載事項」という。)を, 法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し, かつ, 地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法_____より市長に提供することにより, 行わなければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告は, 申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が, 電気通信回線の故障, 災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で, かつ, 同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において, 同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは, 当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については, 前3項の規定は, 適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が, 当該税務署長の承認を受け, 又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を, 納税申告書の提出期限の前日までに, 又は納税申告書に添付して当該提出期限ま

削る

追加

追加

でに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

追加

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

追加

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

追加

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があつ

追加

	<p><u>た日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p>	
	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<u>第12項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	
	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から<u>第17項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	改正